

青森県報

号外第六十五号

平成三十年
六月十三日
(水曜日)

目次

規 則

○青森県事務委任規則の一部を改正する規則……………(人事課) ……

訓 令

○青森県事務専決代決規程の一部を改正する訓令……………(人事課) ……

規 則

青森県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年六月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第三十三号

青森県事務委任規則の一部を改正する規則

青森県事務委任規則(昭和三十六年九月青森県規則第八十一号)の一部を次のように改正する。

第四条の三第一項第八号中「施行に関する」の下に「次の」を加え、同号二中「第七条第一項」の下に「及び第二項」を加え、「営業者等」を「旅館業を営む者等」に改め、同号ホ中「第七条の二」を「第七条の二第一項から第三項まで」に改め、同号の次に次の一号を加える。

八の二 住宅宿泊事業法(平成二十九年法律第六十五号)の施行に関する次のこ

と。

イ 第三条第一項の規定による住宅宿泊事業を営む旨の届出、同条第四項の規定による住宅宿泊事業者の商号の変更等の届出及び同条第六項の規定による住宅宿泊事業者の死亡等の届出の受理に関すること。

ロ 第十四条の規定による住宅宿泊事業者からの定期の報告の受理に関すること。

ハ 第十七条第一項の規定による住宅宿泊事業者からの報告の徴収に関すること。

ニ 第四十五条第二項の規定による住宅宿泊管理者からの報告の徴収に関すること。

ホ 住宅宿泊事業法施行規則(平成二十九年 厚生労働省 令第二号) 第四条第七項の規定による届出番号の通知に関すること。

附 則

1 この規則は、平成三十年六月十五日から施行する。

2 この規則により委任した事務に係る届出その他の行為で、この規則の施行の際、現に青森県行政組織規則(昭和三十六年二月青森県規則第十八号) 第三条に規定する本庁において受理しているもの又は施行のための手続中のものについては、なお従前の例による。

訓 令

青森県訓令甲第十四号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

青森県事務専決代決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十年六月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県事務専決代決規程の一部を改正する訓令

青森県事務専決代決規程（昭和三十六年九月青森県訓令甲第二十八号）の一部を次のように改正する。

別表第一保健衛生課の項中第二十七号を第二十八号とし、第十六号から第二十六号までを一号ずつ繰り下げ、第十五号の次に次の一号を加える。

十六 住宅宿泊事業法（平成二十九年法律第六十五号）の施行に関する次のこと。

- イ 第十六条第一項の規定による住宅宿泊事業者の業務の停止の命令に関すること。
- ロ 第十六条第二項の規定による住宅宿泊事業の廃止の命令に関すること。
- ハ 第四十二条第二項の規定による住宅宿泊管理者の登録の取消し及び業務の停止の命令の要請に関すること。

別表第五地域県民局の地域健康福祉部の保健総室長の項中第三十六号を第三十七号とし、第十二号から第三十五号までを一号ずつ繰り下げ、第十一号の次に次の一号を加える。

十二 事務委任規則第四条の三第一項第八号の二に掲げる事務

附 則

この訓令は、平成三十年六月十五日から施行する。

（発行者・発行人）
青森市長 島一丁目一番一号
青 森 県

（印刷所・販売人）
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭